

大臣大饗成立試論

渡邊
誠

はじめに

大臣大饗とは、平安時代に始まつた饗宴儀礼であり、大臣が新任時と正月に太政官の官人を自邸に招いて開催したもので、正月の大饗は平安末期まで、新任時の大饗は鎌倉後期に至るまで継続的に行われたことが知られる⁽¹⁾（以下、それぞれ「任大臣大饗」、「正月大饗」と表記する）。しかし、その成立の時期と事情については史料的な制約が大きいため必ずしも明確ではなく、これまで様々な議論がなされてきた。

まず、『史料綜覽』を用いた事例収集に基づいて大臣大饗を包括的に考察した倉林正次氏は⁽²⁾、任大臣大饗について承平六（九三六）年の藤原忠平の任太政大臣大饗を初見例とした。ただし、これが現実の嚆矢とは言い切れないとして、開始年代については判断を保留している。また、正月大饗の初見例として『北山抄』巻三・拾遺雜抄上・大饗事・承平六年私記に「元慶八年例」とみえる太政大臣藤原基経の事例を指摘した。

その後、甲田利雄氏が元慶八（八八四）年を遡る正月大饗の例として、『大鏡』上・太政大臣基経に「良房のおとゞの大饗」とあることを指摘している⁽³⁾。

任大臣大饗については、松本裕之氏が『新儀式』五・任大臣事に「新任大臣令三藏人奏『僚下可レ給レ饗之由』、即令三藏人伝『仰上卿』（延喜十四年、藏人伝^ト仰上卿）、召^ト仰彈正・檢非違使等^ト、延長二年、藏人直召^ト」

（九一四）年に右大臣となつた藤原忠平の開催例を指摘し、延喜以降その儀式も整つてきたと推測した⁽⁴⁾。

これらの事例紹介を基礎に、大臣大饗の成立事情の研究に先鞭をつけたのは遠藤基郎氏であつた⁽⁵⁾。遠藤氏は、九世紀後半から十世紀にかけての公卿と六位以下官人の儀礼上の位相の変化すなわち朝廷儀礼における公卿・殿上人の一層の特権化と、儀礼からの下級官人の排除という事実に着目して、そうした背景のもとで太政官の長官たる大臣が太政官の官人をもてなす正月大饗が開始されたとして、正月大饗は言わば官人層に対して天皇の担つた役割の一部を長官が肩代わりする「公的儀式」であつたと論じた。ここでは、必ずしも大臣による天皇権そのものの行使とはとらえられていないようだが、その後の研究は、こうしたニュアンスを帶びて研究が進んだ。

神谷正昌氏は、九世紀の承和（貞觀期）における元日朝賀や二日の皇后・皇太子受賀儀礼の不活発化、節会における下級官人の排除を正月大饗の成立と関連づけ、本来なら天皇が行うべき下級官人を饗應する役割を太政官の首班たる大臣が代行することで、拜礼・饗宴・賜祿からなる宮廷支配秩序の再確認・強化のための正月拝賀儀礼を補完したと論じている⁽⁶⁾。また、このような理解から、成立当初の大臣大饗は、幼帝を補弼・後見する外戚の摂政太政大臣（良房・基経）という特別な大臣のみが行い得たとする。延喜二年以降、正月大饗は左右大臣による開催が実例

で確認できるようになるが、それは、基經の没後に特別な大臣が途絶えたことによつて、太政官の首班としての左右大臣の地位が再び明確化したことにより、特別な大臣による饗宴から左右大臣が主催する太政官の序列・秩序を表現する饗宴へと正月大饗が整備されたためと論じる。

また、任大臣大饗について神谷氏は²⁷、初見例が延喜十四年であること、そして承平六年以前は後世の任大臣大饗とは異なつて、庇ではなく母屋で行われたり、餽飪が進められたりした例があるよう、儀礼が定型化していなないことから、その成立を延喜十四年を大きく遡らない時期と推定した。そして、その後、承平六年八月十九日の藤原忠平任太政大臣大饗を規範として儀礼が整備されたと論じている。また、その成立事情については、内裏で行われる任大臣儀において元慶期以降に下級官人が排除されたことにともない、本来なら天皇が行うべき下級官人の饗応を代わりに果たす役割が臣下の大臣に饗禄勅許によって与えられることで成立したとする。ここにおいて任大臣大饗にみられる饗禄勅許は、それまで行われていた大臣の就任を祝う「私的な家の饗宴儀礼」とは異なる「公的饗宴」として任大臣大饗を位置づける役割を果たしたとされる。

同様に天皇権分有論を継承した鈴木琢郎氏も、基本的に神谷氏と同様な理解を示しているが、特に任大臣大饗の成立については、饗禄勅許の初見である延喜十四年の藤原忠平任右大臣の事例をもつて「公的な意味での新任大臣大饗が成立した」と時期を特定した²⁸。これは、忠平政権の確立を重視しているとはいえ、初見事例をもつて実際の初例とみなす論法であるが、その発表後に筆者が昌泰二（八九九）年二月十四日の藤原時平任左大臣大饗・菅原道真任右大臣大饗の事例を紹介したことによつて、この議論は成り立ち難くなつてゐる²⁹。なお、延喜期を大きく遡らない時期とした神谷氏にあつては、初見が昌泰二年であつたとしても、論旨に影響はないとして、当初の見解を維持している³⁰。

しかし、以上のような天皇権分有論では、天皇から大臣への権限の分

与を示すとされた饗禄勅許が正月大饗にみられないことを説明できないようになる。特に、正月大饗を攝政太政大臣に限らない大臣が行うようになる時期が任大臣大饗の饗禄勅許の成立に先行するとみなすのであれば、王権を代替する立場にない大臣はいかなる権限によつて大饗を行ひ得たと考えるのであるか。もし饗禄勅許の手続きがなくとも天皇権を分有したものと理解していざんだとしたら、逆になぜ後発の任大臣大饗に饗禄勅許が必要なのだろうか。大饗を開催する大臣の立場や饗禄勅許の意味、さらには初見例の年代をほぼそのまま成立に結びつける議論には、再考の余地がありはしないだろうか。

大饗を主催する大臣の立場を天皇の役割の分有・代行とする議論に対して、それとは全く異なる角度からメスを入れたのが山下信一郎氏であった³¹。

山下氏は、任大臣大饗について、官司の長官などが就任時に下僚の求めに応じて彼らを饗応する宴飲である「焼尾荒鎮」に由来することを指摘し、任大臣大饗と儀礼構造に共通性を有する後世の任大將大饗へとつながる六衛府長官初任時一度饗宴の開催が認められたのが貞觀十六（八七四）年であることを踏まえ、任大臣大饗も初見例よりずっと遡る貞觀・元慶期（良房・基經期）に、焼尾荒鎮禁令のもと、特別に勅許を得て開催されたものであるとした。山下氏の議論において饗禄勅許は、神谷・鈴木両氏が説くような天皇の権限を分与する役割を果たすものではなく、過差・風俗紊乱の観点から禁止されている事項を特別に許可するものと位置づけられた。この理解は、饗禄の勅許とともに彈正台・檢非違使に対して大臣家で饗と禄とを振る舞うことを許可するよう指示する宣旨が下され、当日も檢非違使が看督長を率いて大饗を監視するという、天皇権分有論では説明の難しい事象が、禁制の趣旨から逸脱して過差に流れることを取り締まるためのものとして説明可能になるという点でも優れており、説得的である。

そして、上記のように基経の代に当たる元慶八年には確実に開催を確認できる正月大饗も、ひとたび任大臣大饗が始まると公認され、恒例化したと推測している。この議論は、正月大饗と任大臣大饗とを初見事例の年代差から別々に成立したものととらえる神谷・鈴木両氏の見解とは異なり、両者の成立を同時期に指定している点に特徴がある。

山下説が出る以前の研究は、初見例の早さと事例の多さの影響もあって、正月大饗を基本に据えて考察してきた。そこでは、正月の拝賀・饗宴儀礼との関係が想定され、天皇による賜宴から大臣（特に摂政太政大臣）による賜宴へ、という図式で論じられていた。正月儀礼でない任大臣大饗も、その延長線上に、任大臣儀における賜宴の天皇から大臣への権限分与が想定されたのである。これに対して山下説では、焼尾荒鎮に由来するという性格を明らかにすることによって、任大臣大饗が中心に据えられた。

筆者は、基本的にこの山下氏の議論を支持・踏襲し、任大臣大饗は任初に下僚たる太政官官人との人格的関係の形成を図るものであり、正月大饗はその関係を年頭に当たつて更新し、以後一年間の職務励行を促すものとして、両者を一体的に把握すべきと考えている。そして、大臣が大饗を行ひ得る権限とは、天皇に由来するものではなく、それが「焼尾荒鎮」に由来するように、あくまで官司内秩序に根ざした儀礼であり、九世紀後半に始まる国家機構の縮小・再編にともない位階に基づく一元的な官人編成原理が崩れ、下級官人が特定の官司への帰属を強めた新しい編成原理に移行したことで、宮廷社会の表層に浮かび上がってきた性格のものであると論じた⁽¹⁾。

この時点では、山下氏や筆者は大饗の成立時期を良房・基経期とするにとどまり、明確な年代を提示できていなかった。これに対して末松剛氏は⁽²⁾、従来の研究が良房期まで正月大饗の成立を遡らせて理解する根拠としてきた『大鏡』の記事に批判を加え、親王時代の光孝天皇と基経

とのつながりを示すことで後年の天皇擁立の導線に位置づけた物語上の創作とみてこれを排除し、あらためて基経期に大臣大饗の成立を肯定した。そして、任大臣大饗と正月大饗の成立を別々のものとはせずにまとめて把握しながら、その成立と展開を政治史と結びつけて考察し、右大臣の基経が摂政となつた貞觀十八年以来の左大臣源融の不出仕問題を受けて、基経が元慶四年に太政大臣となつたのを機に、太政官機構のスムーズな運営を期して創始したと推定している。また、その時期は源融が不出仕せず他の大臣もいない期間に当たるため、創始期の大饗は基経一人によるものとした。それが大臣二人による開催となるのは昌泰二年の藤原時平・菅原道真の任大臣大饗からであり、基経が掌握してきた「輔政の任」⁽³⁾（内覽・官奏候侍者・一上）が彼らに分掌されることによって生じたものと論じている。この、主催大臣の立場をその職掌から明らかにしようとする観点は、先に疑問としてあげた特別でない大臣が大饗を行い得る根拠に、新たな視点を与える議論と言えよう。

以上のよう、大臣大饗の成立についての理解は論者によつて大きく異なる。

開催の権限をめぐつては、天皇権の分有を主張する神谷・鈴木両氏の説があり、焼尾荒鎮に由来すると論じた山下氏の説が出たとともに、神谷氏は初出論文の著書収録に当たつて基本的な意見を変えていない。また、鈴木氏の研究は山下説が出たあととのものである。このような平行線の状態は、これらの研究が正月大饗を軸に正月の拝賀・饗宴の枠組みなのかで考察しようとするかぎり、無理からぬことであろう。

また、天皇権分有説に基づく議論では、大臣大饗はまず天皇に密着した摂政太政大臣（良房・基経）による開催として始まり、その後に各大臣が開催するようになるという二段階の成立過程が想定された。二段階での成立を考える点は天皇権分有説に与していない末松氏も同様であり、その理解は摂関制の問題として大臣大饗を考察した氏の研究手法とも深

い関係がある。一方、焼尾荒鎮由來說では、大臣（長官）と太政官官人（下僚）という官司内秩序を表す儀礼として、初めから複数の大臣による開催が想定されている。

したがつて、大臣大饗の成立過程を明らかにするには、その儀礼の性格や主催者の立場がいかなるものかという命題に立ち返った考察が一度必要である。本稿は、そのような観点に基づいて行う一つの試論である。

ところで、従来の儀礼研究では「公的」「私的」という性格付けが多種多様に行われており、大臣大饗についても同様である。しかし、「公的」という用語は、国家に属する性格を言う場合のみならず、国家とは位相を異にする官司・部局レベルや、必ずしも公権力に包摂されるとは限らない社会的公共性を指す場合もある。また時には、天皇が国制上に有する地位に基づいて天皇に関わること全般が「公的」なものとされる一方で、國家機構と天皇とを区別して、天皇の人格的な領分が「私的」なものと論じられることもあるように、同一の事実が論者（または論旨）の違いによって「公的」とも「私的」とも評価される。さらに、例えば個別人格的な関係性が宫廷社会における公共性や政治的重要性を高めた時、あるいは非公認のもとで個人的に行われていたことが公認された時などにしばしば、「私的なものが公的なものになった」という表現が用いられるが、それは往々にして「私的」性格を保持したまま「公的」な性格を獲得したという意味で論じられており、その場合、そこに言う「私的」「公的」は、人格的関係と政治的重要性、個人的関係性と国家の承認というように、同一文内でありながら「私的」と「公的」の指示する内容が対立した概念になつていない。これらのことは「公的」「私的」という用語のもつ多義性に起因している。

このように、多様な意味内容を抽象化し、対にならないものさえ対概念のように表現してしまう「公的」「私的」という言葉は研究用語として

は不適切である。したがつて本稿では「公的」「私的」という言葉の使用は極力避け、その指示示す内容をできるだけ具体的な言葉に置き換えて表現する。それによつて、儀礼の性格や各論者相互の認識の相違も、より具体的かつ明瞭に把握することができると考えるためである。

一 大臣大饗の性格

1 大臣大饗の本質——焼尾荒鎮

大臣大饗の成立過程を考察するうえで前提となる儀礼の本質について、本稿では焼尾荒鎮由來說に依拠する立場に立つ。焼尾荒鎮と大臣大饗の関係については、すでに別稿において山下信一郎氏の説を敷衍しながら筆者の認識を論じたことがあるが、本稿の議論の前提として、再度確認しておきたい。

「焼尾」とは中国唐代において初めて大臣を挙した者が例として食を天子に献ずること、または士人の子弟が初めて進士に及第したときに行う宴とされ、「荒鎮」は大酒することとされる。

大臣大饗の源流と考えられる日本の焼尾荒鎮については、『類聚三代格』卷十九・禁制事に載せる貞觀八年（六四六）年正月廿三日官符が初見であり、『日本三代実録』の同日条にも採録されている。そこには「諸司・諸院・諸家・所々之人、新拜官職初就進仕之時、一号荒鎮一稱焼尾」、自此之外責レ人求レ飲臨時群飲等之類、積習為レ常、醉乱無レ度、主人每有竭財之憂、賓客曾無利レ身之実、若期約相違、終至凌轢、當設不レ具、定為罵辱、非レ啻爭論之萌芽、誠作鬪亂之淵源」とあるように、諸司・諸家の人々が新たに官職を得たりした者に対しても焼尾荒鎮の慣例を言い募つて饗應を求めるほか、様々に飲食を強要することが常態化し、それが不十分であれば陵礫・罵辱に至り争いのもとになるという当時の風潮が指摘されている。そこで、焼尾荒鎮・臨時群飲に対

して禁令が出され、特に許可するものについては別式に定められたのである。また、同じく『類聚三代格』巻十九・禁制事に載せる昌泰三（九〇〇）年四月廿五日官符からは、そうした風潮が容易になくならず、以後も数度の禁制が出されたことがわかるが⁽¹⁾、特にそこでは飲宴の興が座隠（碁打ち）の賭け錢や樂舞の被物・饗饌・坏酌の際限ない増加となることを諒めている。つまりは、行きすぎた奢侈による社会秩序の乱れを抑止して僕約を求める趣旨から、これらのことが禁止されているのである。

そして、この焼尾荒鎮禁令をうけて出された貞觀十六年九月十四日の檢非違使起請は、「衛府長官、職掌異於文官、欲下其選練武衛、與士卒共甘苦上、而初任之日、聊無饗會、何能閱彼庸旅之面、成其鳩藻之心」として、六衛府長官初任時一度饗宴の許可を求めており、その申請は膳勅符によつて認められて所司に通知された⁽²⁾。

この六衛府長官初任時一度の饗宴とは、後世の任大将大饗につながるものに他ならない。任大将大饗は大將が新任當日に近衛府官人を自邸に招いて行う饗宴であり、拜任に際しては、天皇に慶賀を奏すとともに「官人可給御酒一由」を申請して勅許を受け、その旨が彈正台・檢非違使に通知される⁽³⁾。この近衛府官人に御酒を給うべしという申請に対する勅許は、新任の大臣が慶賀に次いで「上達部等仁御酒給」（上達部等仁一盃給半）と奏し、「新任大臣饗祿」の勅許を受けることと同じである。両者の同一性は『伝宣草』下・諸宣旨目録・外記に「大臣・大將初任饗祿被免事」とあることからも明らかである。したがつて、任大臣大饗もまた、焼尾荒鎮禁令のなかで特別に勅許を得て行われたことは疑いの余地がない。

また、衛府長官の場合、いさかの饗会もなしでは、士卒と甘苦を共にすることはできないとして、初任時一度の饗宴の許可を求めている。このことは、任大将大饗や任大臣大饗の性格を示すものとして重要であ

る。すなわち、下僚の求めに応じて新任者が彼らを饗應することで人格的な関係を形成し、官司運営を円滑にすることが期待されているのである。饗應を怠る者に対して下僚は時に彼らを陵穢・罵辱するなどし、以後の円滑な官司運営の妨げとなつたであろうことは、先の焼尾荒鎮禁令から推察される。

一方、正月大饗の場合、先行研究では正月拜礼との関係から論じられている。

養老儀制令には「凡元日、不得拜親王以下、唯親戚及家令以下、不在禁限、若非元日有應致敬者、四位拜三位、五位拜三位、六位拜四位、七位拜五位、以外任隨私礼」とあり、集解では「凡元日賀拜者雖他日皆不得」（积）、「元日賀拜者、年終不得合」（古記）とあるように、元日拜賀は他日であつても原則として禁じられ、元旦であることによらない致敬すべきこと——集解によれば、奉勅使など公事による送礼や授位任官の相互拜賀など——について拜礼する対象が定められていた。また、この「致敬」については『続日本紀』養老五（七二二）年正月己酉（二日）条に、「制、諸司官人於本司次官以上致敬、常所聽許、自今以後不得更然」とあるように、官司内のものも禁止された。

ただ、これはあくまで官人間の拜礼に関する規定である。もちろん、正月大饗には初めに主客の拜礼があるが、儀礼の中心は言うまでもなく饗宴であり、拜賀・致敬に限られるものではない。

また、神谷氏は、この元日拜賀と大臣大饗とを結びつける視点から、元日の朝賀から節会へと続く拜礼・饗宴・賜祿の儀礼と正月大饗を対比して、それら天皇が行うべき権限の大臣への分与を論じているのだが、元日節会の参列は五位以上官人に限られるものであり、全官人が参列する朝賀とは区別される。その元日節会における臣下の饗應と、大臣大饗における下級官人を含む太政官官人の饗應とのあいだに系譜的な関係を

見出そうとするのは無理がある。

正月大饗と任大臣大饗の儀式構造とその機能は同一のものであり、大臣任命の当日に行われる任大臣大饗が正月大饗よりも簡略化された形態で行われるという違いがあるにすぎないことを念頭に置けば⁽¹⁸⁾、やはり正月大饗も任大臣大饗と同様に、年頭の拝賀儀礼としてよりもむしろ、

第一義的には饗宴儀礼とみて、両者を一体的に把握すべきではないだろうか。先に引用した焼尾荒鎮禁令が、新任者の饗宴だけでなく人の求めに応じて行われる臨時の群飲を広く対象としていたことを想起されたい（以下、「焼尾荒鎮」の語は、臨時群飲も含意して用いる）。

両者を一体的に把握することは、饗祿勅許の有無の意味を考えるうえでも重要である。

饗祿勅許は任大臣大饗にはあるが正月大饗にはない。基本的に同質の儀礼とみられる両者のこの相違は、両者が連続する関係にあるとみると、によって初めて説明が可能なことであろう。つまり、新たに大臣に任命された者は、その際に太政官官人に饗と禄を振る舞うことを許可されて任大臣大饗を行い、そして形成された下僚との関係を、さらに年頭の正月大饗によつて更新する。その際、饗祿勅許は任官時にすでに下されているので、正月大饗の開催に当たつて重ねて勅許を求める必要はないのである。

この任大臣大饗と正月大饗の密接な関係性は、『江家次第』巻二・正月・大臣家大饗に「近代任大臣明年正月行之」とあるように、平安後期に毎年正月の大饗開催がなくなつても、任大臣大饗の翌年一回は正月大饗を行うのが平安期を通じての原則であり続けたことにも表れている⁽¹⁹⁾。

したがつて、正月大饗を正月の拝賀・致敬とみなして、焼尾荒鎮に由来する任大臣大饗と区別する立場には立たない。両者は焼尾荒鎮禁令のなかで特別に許可された一連の儀礼であると理解したい。

その焼尾荒鎮は、九世紀後半には、諸司などで慣例的に広く行われて

いたらしく、その後も特に公卿や弁官、次将といった太政官・衛府関係を中心には様々なレベルで確認することができる⁽²⁰⁾。そのようななかで、初期の大臣大饗については太政大臣のみに認められていたと考えることは果たして妥当であろうか。大臣はいかなる立場において大饗を開催したのか、節を改めて考察したい。

2 大臣大饗の主催者の立場

大臣大饗主催者の立場を考えるうえで好個の素材となるは、大臣を辞して本官を持たない摂政となりながら正月大饗を行つた藤原兼家の事例である。

兼家は齢七歳の一条天皇の即位にともない寛和二（九八六）年六月二十四日に摂政となつたが、本官を右大臣とする彼の上席には太政大臣藤原頼忠、左大臣源雅信がおり、彼らの上席になれる官職の空きもなかつた。そこで兼家は七月二十日に右大臣を辞して本官をもたない摂政となって公卿の序列から離れると、十月には三公（太政大臣・左大臣・右大臣）の上に列せしめる宣旨（一座の宣旨）を受けることによつて、律令官職を超越した独自最高の任として摂関の地位を確立させたことは、周知の通りである⁽²¹⁾。では、大臣を辞して「律令官職を超越した」兼家は太政官機構から全く離れた立場になつたのであろうか。摂政兼家と太政官との関係については、一座の宣旨が下される過程で出された法家の勘状が示唆を与えてくれる。

『葉黃記』寛元四（一二四六）年十月十七日条に全文引用された法家勘状によれば、左大臣源雅信が勅を奉じて「雖摂政不レ帶本官、可レ書署所於文簿哉、又其次第如何」と明法博士に勘申を命じた。この勘問に対する法家の勘申は、右大臣以上はともに太政官の「長官」（獄令公坐相連条）として詔書・論奏に連署しているが、摂政兼家はすでに本官を辞しているために一言の署も備えず、文簿にも所見がないという現状

を確認したうえで、公式令内外官条に「内外官、勅令レ撰」他司事者、皆為「権検校」とあることを法的根拠として、もし臨時の勅があれば権に「大臣之事」を撰り、文書の署所も大臣に准的して取ることに差し支えなく、その署所の序列も、摂政の任は三公の官より重いとして、第一に書くべきことを答申し、勅定に委ねている。

この勅問は、天皇の「勅」の形式をとつてはいるが、幼い一条天皇が発議したものでは当然なく、実質的には摂政の兼家本人が自身と太政官との関係を調整するために法家に法的判断を求めたものととらえるべきものである。兼家自身、大臣の職を辞することで太政官から全く遊離してしまうのではなく、そこに自らを如何に位置づけるべきか腐心していたことが察せられる。それに対する法家の回答は、大臣の職を帯びずとも、

勅定によつて太政官の「長官」（カミ）たる大臣の事を権撰し、その第一に位することは可能というものであり、その答申に基づいて一座の宣旨が下されたのである。つまり、ここにおいて兼家は太政官の「長官」（カミ）として、その最上位に自らを位置づけたと言つてよい。それは、春名宏昭氏が「後に『一座の宣旨』と呼ばれるようになる手続きによつて、詔書において摂政の位署を大臣の上に置くことにし、太政官（官僚機構）を統御する体制を維持」したと簡潔に述べる通りである⁽²³⁾。太政大臣を飛び越えたからといって、太政官の秩序から離れてしまつたわけではないのである。

兼家は摂政就任の翌年から毎年、正月大饗を行つてゐるが⁽²³⁾、それは太政官の「長官」（カミ）として太政官官人を饗應することを意味しておらず、また、その開催を通じて、太政官に対する自らの地位を確認することでもあつた。兼家の大饗が特に趣向を凝らした盛儀として行われたのも⁽²⁴⁾、他の大臣の大饗では許されない過差をあえて行うことで、太政官の首座にあることを示すために他ならない。そしてそれは、過差の禁止・抑制ないしその解除・宥免によつて貴族社会の規範的秩序を統御する

天皇の権限を代行する摂政であるからこそ可能であつた。

末松氏は、摂政として（太政官から）独立した立場で実施した「摂政大饗」として、兼家の大饗を「大臣」の大饗とは異なるものととらえてゐる。しかし、参加者や式次第に根本的な変化がない以上、儀礼そのものの性格が変化したと見なすことはできない。むしろ、官司の長官が下僚を饗應するという本質を一貫したものとしてとらえ、たとえ現任の長官でなくとも、主人として下僚を饗應することによって、自らが当該官司の長官に準じた立場にいることを示す役割を果たしたとみるべきである。儀式とは、同じ事を繰り返し行うことによって、その関係性を確認することにこそ意味がある。

以上のことから明らかなように、大臣大饗の主催者の立場とは、厳密に言えば「太政官の長官（カミ）」なのである。この立場は、室町期の故実家・一条兼良の『江次第抄』二・正月・大臣家大饗に「大饗者、大臣為太政官之長而招請次官・判官・主典等饗應之由也」とあるように、後々まで不变であり、ここに大臣大饗の基本的性格を見出すことができるのである⁽²⁵⁾。

末松剛氏は大臣大饗の主催者の立場を「輔政の任」たることに求め、基経が掌握してきた内覽と官奏候侍の権限が寛平九（八九七）年に藤原時平・菅原道真兩人に命じられ、昌泰二（八九九）年に彼らが大臣に昇るに及び、基経一人が行つてきた大饗が「両大臣」大饗へと変化して、以後は官奏候侍の指名を受けた大臣がこれを開催し、さらに忠平が官奏候侍者の指名のない摂政⁽²⁶⁾となつた時も、大臣の藤原仲平・藤原恒佐（および一時期は大納言藤原保忠）に一上の職能を委ねたことで、「輔政の任」の分担による安定した政権運営のもと、正月四日・五日を式日として両大臣による大饗が開催されたと論じた。しかし、官奏候侍や一上は大臣に限らず大納言も指名されるものであつて、開催資格が大臣に限られる大臣大饗との間にはズレがある。また、少なくとも十世紀以降、

任大臣大饗は全ての新任の大臣が開催資格を有するものであつて、「輔政の任」といった政務上の立場に左右される性質のものでもない。大饗の開催資格は、「輔政の任」という指名によって与えられる個別的な職能を第一義的なものとすべきではなく、「太政官の長官（カミ）」という大臣の地位が本来的かつ普遍的に有する固有の立場から理解すべきである。大饗主催者が「輔政の任」の分担者とみえるのは、大臣がその任に相応しいものとして指名を受けているからにすぎない。

3 正月大饗の式日の変遷

末松氏は、もともと基経が一日ないし三日に開催していた正月大饗が四日・五日を「式日」として開催されるようになったことを「輔政の任」の分担による安定的政権運営と関連づけて論じた。以後の式日の変遷も含めて、この開催日の変化が大饗の性格に規定されたものか否かという問題も、従来から大饗の本質を考えるうえで重要な論点となつている。

末松氏は、もともと基経が一日ないし三日に開催していた正月大饗が四日・五日を「式日」として開催されるようになつたことを「輔政の任」の分担による安定的政権運営と関連づけて論じた。以後の式日の変遷も含めて、この開催日の変化が大饗の性格に規定されたものか否かとする。すなわち、倉林正次氏の研究以来、十世紀の正月大饗の式日が四日・五日から中旬、下旬へと繰り下がることを、大饗の意義の低下とともに、これが通説であった⁽²⁾。このような見方を継承した末松氏はさらに、大臣大饗の「過差」に不快感を抱いたり大饗より朝覲行幸を優先したりする天皇と主催者の大臣との意識のズレから式日が中旬以降に移行したという論点を加えた。氏の説明はやや意図が読み取りにくいが、「輔政の任」として大饗を重視する大臣に対して、天皇はそれを認めず式日を上旬から繰り下げたということであろうか。

このような考え方に対して筆者はかつて、大饗の四・五両日の開催が天暦八（九五四）年正月四日の太皇太后藤原穏子の死去後、これを契機とするとように全くみられなくなることから、その原因を穏子忌日の国忌編入に求め、式日の変化は意義の低下を示すものでは決してないことを

指摘した⁽²⁸⁾。

そもそも、僕約の趣旨から禁制の対象となつた焼尾荒鎮の延長に大臣大饗を位置づけるかぎり、その「過差」を天皇が諱めるのは当然であつて、それが十世紀半ばに生じた「変化」であるとみなすことはできない。また、末松氏が論じる過差の規制と式日の移行とのあいだに因果関係を見出すのも難しい。式日がいつであろうと、饗宴や禄が華美になれば「過差」として非難されることに変わりはないだろう。

朝覲行幸と正月大饗も、宫廷社会において相互に対等な比重をもつ行事なわけではない。それは、朝覲行幸が正史に記載される天皇の行事であるのに対して、官司内の儀礼にすぎない大臣大饗は一例たりとも正史に記録がないことからみても明らかである。

そして実は、正月二日・三日から四日・五日への開催日の変化も、朝覲行幸の有無と関係がある。

朝覲行幸は、「二所朝廷」を招いた天皇と太上天皇とのあいだの国政上の権能を整理するために嵯峨天皇が退位とともに内裏を退去して以降⁽²⁹⁾、家父長に対する「孝敬之道」という儒教道徳的観念のもと、天皇が群臣を率いて太上天皇と母后の御所を訪れ拝礼するようになつたもので、承和元（八三四）年以降、正月三日前後に行われる年中行事となつたことはよく知られる⁽³⁰⁾。

ただし、この朝覲行幸は、仁明朝においては嵯峨上皇・太皇太后橘嘉智子に対して両者の没年まで行われているが、文徳朝においては父仁明の崩御にともなう践祚であつたため太上天皇に対する朝覲はなく、冷然年正月二十八日を最後に記録にみられなくなる⁽³¹⁾。

文徳の崩御により九歳で即位した清和は貞觀七（八六五）年の内裏遷御まで東宮を御所として母の藤原明子と同居し⁽³²⁾、内裏遷御の翌年には明子も内裏の常寧殿に移つており⁽³³⁾、やはり朝覲行幸の記録はない。貞

觀十八年に清和が九歳の陽成に譲位すると、陽成は翌年二月に東宮から内裏に遷御し、清和上皇は染殿宮（清和院）を御所としたが⁽²⁾、母の藤原高子は陽成の退位まで内裏の常寧殿を居所としており⁽³⁾、やはり朝観行幸は確認できない。光孝朝には陽成上皇が健在であったが、佐藤信氏が指摘するように、朝観行幸は実の父母に対するものであるから⁽⁴⁾、父母ともに即位以前に亡くなつていて光孝が朝観すべき対象はいなかつた。宇多朝には母の班子女王が健在であったものの朝観行幸の記録はなく、それが再び史料で確認できるようになるのは醍醐天皇が宇多上皇に対して行つた昌泰二（八九九）年正月三日の朝観行幸からである⁽⁵⁾。

以上のように、正月三日を基本としてその前後に行われる朝観行幸は文徳朝を最後に醍醐朝まで中絶していたのであり、だからこそ基經は正月二日ないし三日に正月大饗を行うことができた。ところが、醍醐朝に復活して毎年恒例の行事となると、朝観行幸当日に正月大饗も行うことには困難になる。正月大饗が三が日から押し出されて四日・五日を式日とするようになるのはそのためである。つまり、初めから朝観行幸の方が優先順位は上なのであって、朝観行幸の日程が何らかの理由で四日・五日にずれ込んだ際に正月大饗が後日に回されたからといって、何ら特異なことではない。また、それはあくまでその年かぎりの臨時のことにつき、差し障りのない年には朝観行幸も正月大饗も通常の式日に行われるるのであるから、式日すなわち定例開催日が中旬、下旬へと移行した原因と言えるものは決してないことは、先の論考で指摘した通りである。ところで、この式日について史料には次のようにある⁽⁶⁾。

『新撰年中行事』上・正月
大臣家饗事、（藤原忠平）
大臣家饗事、（藤原忠平）昨宣旨二・三日間被^レ行、貞信公四日被^レ行、或時十
日・十余日被^レ行^レ之、御斎会間用^レ菜、不^レ用^二魚味^二云々、又十四日
行例兩度、小野宮、九条殿

『年中行事抄』正月

大臣家大饗事、

新任大臣、明年正月必行之、近代絕畢、上古四日左大臣饗、五日右大臣饗也、昭宣公二・三日間被^レ行、貞信公四日被^レ行、或時十日・十余日被^レ行、若当^三御斎会^一間、用^二精進饗^一、依^レ禁^一殺生^一也、近代無^一式日^一、

このうち、鎌倉期の『年中行事抄』をみると、あたかも藤原忠平の頃には四日を左大臣、五日を右大臣の大饗の式日としていたが、基經の時には式日が固定されておらず、二日または三日に行つていたかのように読み取れる。しかし、傍線部は平安中期の『新撰年中行事』の傍線部と全く同文であり、その引き写し（または孫引き）である。『新撰年中行事』には「四日左大臣饗、五日右大臣饗」という式日の記載はなく、基經は「二・三日間」、忠平は「四日」に行つたとあるだけで、そこには片方が定まつた式日で片方は違うというような区別はない。このことには十分な注意が必要である。

また、「貞信公四日被^レ行」という記載も意味深長なものがある。といふのも、忠平は中旬の開催例を除けば四日にしか正月大饗を開催しなかつたというわけではなく、五日にも実施した例があるのである⁽⁷⁾。それでも基經の「二・三日間」のように複数の日付を記していい。これは、彼らの開催日が単純に実施した日付を述べているわけではないことを示している。

忠平は初めて右大臣となつた延喜十四（九一四）年から上席者のいない首席の大臣であった。実例を見るかぎり、遅くとも延喜初年には大饗の式日を四日・五日とする慣例は成立しているから、忠平が「四日」に正月大饗を行つたというのは、首席の大臣の式日に大饗を行つたという意味に他ならない。実際には五日に開催したことがあつても、それは何

らかの事情で式日がずれただけでのことと、次席の大臣の式日としての「五日」に行つたわけではない。だからこそ『新撰年中行事』では忠平は「四日」に大饗を行つたとだけ書いているのである。

ならば、同一文内の「昭宣公二・三日間被^レ行」も同様に、単なる開催日なわけではなく、首席の式日（二日）または次席の式日（三日）に行つたと読み取るべきではないだろうか。上記のように、この二日・三日という日付が式日ではないとはかぎらないから、朝覲行幸とのブッキングによつて式日が二日・三日から四日・五日にスライドしたと解釈する余地は残されているはずである。

そうだとすれば、貞觀十八年の摂政就任以前、右大臣であつた基経の上席に左大臣源融がいた時期には源融が二日、基経が三日に正月大饗を開催し、両者の序列が逆転するに及んで、二日に基経が首席の大臣として開催するようになつた可能性が浮上してくる。

源氏は、九条流藤原氏と婚姻関係で結ばれた村上源氏を除き、多くは二代どまりで公卿から脱落した⁽⁴⁾。そのため、子孫が大臣の地位を後世まで継承していくことがなかつた嵯峨源氏は、たとえ大饗を開催しているとしても、摂閥家のように「家」の先例として参照される機会がなく、事例として記録が残りにくいという事情がある。

延喜年間以降、毎年のように正月大饗の記事が確認できるようになり、右大臣源光の事例も知られるのは『日本紀略』と『貞信公記抄』（現存記事は延喜七年以降）によるところが大きい。『日本紀略』における大臣大饗の初見は延喜四年であり、それ以前の大典大饗はすでに成立しているにもかかわらず記載がない。現在知られる関白太政大臣藤原基経の正月大饗の事例も子孫の藤原忠平や藤原師輔が先例として準拠したために記録に残つたものにすぎない⁽⁴⁾。そのような史料の制約のなかで、現在知られる事例のみに基づいて、九世紀の大典大饗は摂閥太政大臣のみのものであつたと判断するのは早計ではなかろうか。

末松氏が、基経一人による正月二日ないし三日の不定期開催から両大臣による四日・五日に固定された式日の開催へ、と理解したのは、実例の残存状況にも規定されて、初期は基経の単独開催であると判断したためであつた。そのことがまた、大臣大饗を主催する地位を「大臣」であることそのものに求めることを困難にし、「輔政の任」という大臣と重なることながらも異なる職能によって説明しなければならなくなつた理由でもある。しかし、大臣大饗が焼尾荒鎮という官司内秩序に根ざした饗宴であり、その主催者の立場が太政官の「長官」（カミ）であることに求められるなら、その成立期においても、摂閥太政大臣以外の大臣が開催した可能性は、当然のことながら考慮しなければならない。

二 大臣大饗の成立——貞觀十四年説の提起

これまでの考察に基づいて、大臣大饗の成立年代をあらためて考えてみよう。

そのためにまず、何をもつて大臣大饗の「成立」とするのか、定義しておきたい。それは、大臣大饗を焼尾荒鎮の延長でとらえた場合、焼尾荒鎮と大臣大饗とは何をもつて区別するのか、ということである。

焼尾荒鎮と大臣大饗とを区別するのは、焼尾荒鎮が禁止されているなかにあつて、特別に開催が許可されていることに求められよう。本稿では、その許可された時点をもつて大臣大饗の成立とする。すなわち、たとえ大臣が初任時や正月に太政官官人を饗應していたとしても、焼尾荒鎮が禁止されていなければ、それは焼尾荒鎮そのものであつて、大臣大饗として定制化された段階のものとは区別されるということである。

このように定義することは、大臣大饗の成立年代の上限を確定するうえで重要な意味をもつ。焼尾荒鎮禁令なくして大臣大饗も成立しないことになるから、禁令の上限がすなわち大臣大饗の上限になる。

焼尾荒鎮禁令の史料上の初見は上述の通り『類聚三代格』貞觀八（八六六）年正月廿三日官符である。この官符では先例を天平宝字二（七五八）年二月廿日勅書に求めており、「而今綸綺出後年代久遠、有司解体棄而不行」として、現今ではその勅は実行されていないとしているから、九世紀の焼尾荒鎮禁令はこの貞觀八年官符に始まるにみるべきであり、まずはここに大臣大饗の成立の上限を措定することができる。

下限については、上述のように藤原基経が次席の大臣として大饗を行つたことがあるとすれば、摂政に就任した貞觀十八年より前ということになるが、その推測に納得しない読者も多いであろう。そこで、ひとまずは、年代の明確な正月大饗の初見例であり、その時点で「太政大臣殿大饗如常」と言わっている元慶八（八八四）年の藤原基経の正月大饗を下限として考察をすすめることにしよう。

ところで、先に述べた通り、任大臣大饗にある饗祿勅許が正月大饗ではなく、任大臣大饗が正月大饗の前提として先行する関係にあり、饗祿勅許を与えられた新任の大臣が任大臣大饗によって下僚との関係を形成し、その関係を毎年正月に確認・更新するのが正月大饗であるという両者の関係を念頭に置けば、その成立も任大臣大饗から始まると考えるべきであろう。だとすれば、大臣大饗の成立は誰かが大臣に任官した時に絞られることになる。

大臣大饗における任官とは、初めて大臣になった時（右大臣から左大臣といつた転任は含まない）および太政大臣の就任時を指す⁽²⁾。貞觀八年から元慶八年までの期間でそれに該当するのは丸数字で示した以下の四例しかない。

- ①貞觀十二（八七〇）年正月十三日
藤原氏宗 大納言→右大臣
- ②貞觀十四（八七二）年八月二十五日
源 融 大納言→左大臣

焼尾荒鎮禁令の史料上の初見は上述の通り『類聚三代格』貞觀八（八六六）年正月廿三日官符である。この官符では先例を天平宝字二（七五八）年二月廿日勅書に求めており、「而今綸綺出後年代久遠、有司解体棄而不行」として、現今ではその勅は実行されていないとしているから、九世紀の焼尾荒鎮禁令はこの貞觀八年官符に始まるにみるべきであり、まずはここに大臣大饗の成立の上限を措定することができる。

藤原基経 大納言→右大臣

※貞觀十八（八七六）年十一月二十九日

藤原基経 摂政・右大臣

③元慶四（八八〇）年十二月四日

藤原基経 摂政・右大臣→関白・太政大臣

④元慶六（八八二）年正月十日

源 多 大納言→右大臣

差し当たり、この四例が大臣大饗成立の候補となる。

ここからさらに候補を絞り込んでいくためには、大臣大饗が成立するに相応しい条件は何かを考えなくてはならない。大臣大饗とは、焼尾荒鎮が禁止されているなかで、それでも特別に許可しなければならないという意志が働いてはじめて成立するものである。それは、新任の大臣が太政官官人を饗應することによって、その指揮下で快く政務に精励するよう促し、政務運営が円滑になるよう太政官官人に協力を求める必要がある状況、言い換えれば、政務に円滑を欠くような「太政官の危機」とでも言うべき状況が想定されるときこそが相応しい。

①の藤原氏宗の右大臣就任時にそのような状況は考えがたいが、だとすると、藤原良房が健在な期間には大臣大饗成立の契機は見出せないとになる。良房は承和十五（八四八）年に大納言から右大臣に昇進し、齊衡四（八五七）年には太政大臣になり、貞觀十四年二月まで政権を領導したが、彼の右大臣・太政大臣への任官は焼尾荒鎮禁令が出される以前なので、それを契機に大臣大饗が成立したわけではない。太政大臣として良房が健在な氏宗の任官時にも、強いて禁止を解いて大饗を開始しなければならないような特別な状況は見当たらない。すなわち、良房による大臣大饗の創始はなかつたと考えざるをえない。

『大鏡』の大饗の記事が架空の創作である可能性を末松剛氏が指摘していることは上述の通りである。また、仮に『大鏡』の記事が何らかの

事実を反映したものであつたとしても、それは禁制以前に行われていた焼尾荒鎮そのものであつて、禁制下に勅許を受けて開催された大臣大饗ではないとみるべきであろう。中本和氏は、この記事に登場する基経が下郎であることに基づいて天安二（八五八）年の出来事とする案を提示しているが⁽⁴⁾、それはやはり焼尾荒鎮禁令が出される前に当たる。

残る三例のうち、先行研究で大臣大饗の成立として指摘があるのは、③元慶四年の藤原基経の太政大臣就任時である。

末松剛氏は、貞觀十八年に藤原基経が右大臣でありながら摂政となつたことで席次を越された左大臣源融がその後、朝廷に出仕しなくなるという問題に着目して、太政大臣就任を機に基経がその問題への対処として太政官機構のスマーズな運営を期して大臣大饗を創始したと論じている。

末松氏は、承平六（九三六）年の基経の大饗に左大臣源融（と右大臣源多）が尊者にみえることをもって、大臣大饗創始の効果の表れとしているから、氏の言う「太政官機構のスマーズな運営」とは、第一義的に源融の出仕による政務への参画を指すものようである。しかし、左大臣に出仕を促すことが、なぜ太政官官人全員の饗応という形をとることになるのか、論理的なつながりを理解し難い。また、源融の再出仕は、基経が太政大臣になつて四年後のことであり、大饗の尊者として源融がみえるのはさらに後であるから、末松氏が説くように源融の不出仕問題解決のために大饗が創始されたのであれば、期待された効果はすぐには表れなかつたということになる。果たして大饗にそのような効果が期待されていたかどうか疑わしい。氏の議論は、政権上層部の権力関係からみた考察である。しかし、そこには「長官（大臣）」と「下僚（上官）」が対峙した「太政官の焼尾荒鎮」という視点が抜け落ちてしまつていて。大臣大饗は、何よりもまず、「長官」と「下僚」との関係として考察されなければならぬ。

い。

では、源融の不出仕は、太政官の日常的な政務運営にいかほどの影響があつただろうか。

土田直鎮氏の整理に基づいて『類聚三代格』所収官符の上卿を務めた回数を見てみると⁽⁵⁾、源融は初めて官符の上卿としてみえる貞觀十五年から出仕しなくなる貞觀十八年までの期間に四回しか上卿として確認でききない。同時期の基経は左大臣の源融の次席ではあるが二十四回であり、その差は歴然としている。また、『日本三代実録』元慶八年六月十日条に

「左大臣自貞觀十八年冬一杜門不出、今日始就太政官候序視事」とあるように、源融は陽成の即位から退位まで出仕せず、光孝即位後に再び出仕しはじめており、その間一度も『類聚三代格』所収官符の上卿として名前をみせない。この時期に多数の官符の上卿を務めているのは源多である。源多は大納言ながら源融が不出仕となる前の年から官符の上卿に名を見せはじめ、源融不出仕の期間に大納言として、あるいは右大臣として、実に二六回の官符上卿を確認できる。源融が再出仕した元慶八年の官符上卿も源融の一回に対しても源多は四回（いずれも源融の再出仕後）であり、それ以降も政務において源融の存在感は大きいとは言えない。これをみると、源融の太政官政務における比重はもともと低く、不出仕後も源多がそれを補つており、彼の不出仕が日常政務に与えた影響は限定的であつたとみられる。したがつて、その問題の解決は、太政官官人に政務への協力を求める動機としては弱いと言わざるを得ない。

④元慶六年も、強いて大饗を開始しなければならないような「太政官の危機」は見出せない。また、この年の任官を契機に始まつたとすると、正月大饗の開始は翌年の元慶七年になるが、それでは二回目の開催となる元慶八年の正月大饗を「如常」と言うのがおかしい。「如常」と言うからには、元慶八年までに正月大饗の開催例が十分に蓄積されていたはずである。

先に挙げた大饗成立の候補のなかで、最も「太政官の危機」と言うに相応しい状況が存在するのは、②貞觀十四年である。

この年、正月から京では咳逆病が流行して多数の死者が出ていた⁽⁴⁾。そうしたなか、二月七日には右大臣藤原氏宗が六三歳で死去した⁽⁴⁾。太政大臣藤原良房も罹患して同月十五日から内裏の直廬を退出して自邸で療養に入った⁽⁴⁾。これにより朝廷は、政務を領導すべき大臣が一人もいなくなるという事態に直面したのである。その後、良房は復調することなく九月二日に六九歳の人生を終えた。このよくななか、良房の復帰がいよいよ見通せなくなつた八月二十五日に「太政大臣久病天、私第専苦侍末世波、庶政乃擁滯留事毛在奴部岐爾依天」という理由で源融と藤原基経が大納言から左右大臣に昇進して、政務を取り仕切ることとなつた⁽⁴⁾。

新たに左大臣となつた源融は五一歳ではあつたが、先にみた通り、政務に精通しているとは言い難い。基経は応天門の変の後、貞觀九年から氏宗とともに官符の上卿として中心的な役割を果たしたが、その年数はまだ短く、三七歳という年齢も若かつた。

重鎮の相次ぐ死という状況下、経験の浅い新任の大臣が重責を担うことになったのである。こうしたなかで「庶政」の「擁滯」を防いで政務運営を円滑に行うためには、太政官官人の協力と団結が必要不可欠と認識されたであろうことは想像に難くない。そこで、新任時に下僚を饗応して協力を求め、毎年正月にその関係を確認・更新する大臣大饗が特別に勅許を得て成立したと考えるのが、最も妥当性が高いのではなかろうか。

貞觀十四年に大臣大饗が成立したとすれば、それは左大臣源融と右大臣藤原基経がそれぞれ開催したはずであり、大臣大饗は成立当初から複数の大臣が行う儀礼として成立したと考えられる。すなわち、まず二人の大 臣就任時にそれぞれが饗禄勅許を得て任大臣大饗を行い、自身の指揮下での職務精励を太政官官人に求め、次いで翌年正月にもその関係を更新するために、二日を首席大臣、三日を次席大臣の式日として、正月大饗が開始された。そして、ひとたび大臣大饗が始まれば、以後はそれ

なしで太政官官人に政務への励行を期待することは難しくなり、後世には「若不行『大饗』而行『公事』如何⁽⁴⁾」という、公事の前提に大饗あるべしとする観念も生じたのである。

おわりに

本稿では、大臣大饗を「太政官の長官（カミ）による認可された焼尾荒鎮」とする立場に基づいて、長官と下僚との関係性のなかから成立時期を絞り込むという方法をとつて、大臣大饗の成立事情を推定してみた。その結果、大臣大饗の成立は、それまで太政官政務を領導してきた重鎮である右大臣藤原氏宗と太政大臣藤原良房が相次いで死去し、経験の浅い源融と藤原基経が新任の大臣として政務に当たることになつた貞觀十四（八七二）年に、太政官官人との人格的な結びつきを強めて円滑な政務運営を行うために創始されたものという結論を得た。

もとより史料の制約が大きく、推測を重ねた試論にすぎないが、この考察を通じて、大臣大饗の本質についても認識を深めることができたのではないかと思う。

行論中、先行研究に対する批判が多くなつた。しかしそれは、批判することに目的があるのでなく、個々の論者の意見の相違がどのような立場・認識の違いによるもののか明確にすることによって論点を導き出そうとした結果である。各論者の方々には、そのことをご理解いただき、ご海容を乞いたい。

註

(1) 拙稿「大臣大饗沿革考」〔『史人』三、二〇一一年〕。

(2) 倉林正次「大臣大饗」〔『饗宴の研究（儀礼編）』桜楓社、一九六五

- (3) 甲田利雄「大臣家饗」（『平安朝臨時公事略解』）続群書類從完成会、一九八一年。
- (4) 松本裕之「平安時代の内大臣について」（渡辺直彦編『古代史論叢』）続群書類從完成会、一九九四年）一九九〇年頁。
- (5) 遠藤基郎「平安中後期の家産制的儀礼と朝廷諸部局の動員」（五味文彦編『中世の空間を読む』吉川弘文館、一九九五年）。同「大臣大饗の非公家沙汰諸国所課」（『中世王権と王朝儀礼』東京大学出版会、二〇〇八年）も参照。
- (6) 神谷正昌「大臣大饗の成立」（『平安宮廷の儀式と天皇』同成社、二〇一六年、初出は一九九八年）。
- (7) 神谷正昌「任大臣大饗の成立と意義」（前掲註六著書所収、初出は一九九九年）。
- (8) 鈴木琢郎「平安時代の大官任官儀礼の展開」（『ヒストリア』一〇〇、二〇〇六年）。
- (9) 前掲註一拙稿一三頁。
- (10) 神谷前掲註七論文一四八頁。
- (11) 山下信一郎「大臣大饗管見—官司内儀礼としての饗宴と禄—」（『日本古代の国家と給与制』吉川弘文館、一二〇一二年、初出は二〇〇三年）。以下、山下氏の説はこれによる。
- (12) 拙稿「大臣大饗と太政官」（『九州史学』一五六、二〇一〇年）。
- (13) 末松剛「（一〇〇一一世紀における饗宴儀礼の展開」（『日本史研究』六四二、二〇一六年）。以下、末松氏の説はこれによる。
- (14) 山本信吉①「平安中期の内覽について」（『摂関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九七二年）、同②「摂関政治と内覽・上」（『国史学』一九二、二〇〇七年）。
- (15) 烧尾荒鎮禁令は貞觀八（八六六）年から昌泰三（九〇〇）年まで

に、貞觀十六年九月十四日・二十六日、元慶八（八八四）年四月一日（以上、『日本三代実録』元慶八年四月朔条）、寛平五（八九三）年（以上、『日本三代実録』元慶八年四月朔条）、寛平五（八九三）年（以上、『日本三代実録』元慶八年四月朔条）、同元慶八年（以上、『類聚三才格』卷十九・禁制事・昌泰三年四月廿五日官符）が確認できる。

- (16) 『日本三代実録』貞觀十六（八七四）年九月十四日条、同元慶八年（八八四）年四月朔条。
- (17) 『江家次第』卷二十・大将饗。
- (18) 神谷前掲註七論文二二六～二三一頁。
- (19) 前掲註一拙稿一五〇一九頁。
- (20) 山下前掲註一一論文二五〇～二五一頁、前掲註一二拙稿八九頁。
- (21) 橋本義彦「貴族政権の政治構造」（『平安貴族』平凡社、一九八六年、初出は一九七六年）六六頁。
- (22) 春名宏昭「摂関政治と政治構造」（『岩波講座日本歴史 第5巻 古代5』岩波書店、二〇一五年）一六頁。
- (23) 前掲註一拙稿三一頁掲載「大臣大饗表」参照。
- (24) 末松前掲註一三論文一六～一八頁。
- (25) 末松氏は前掲註一三論文において、師実以降、父兄の庇護下に東三条殿において父祖の例を厳密に遵守した大饗が行われたことをもつて、大臣大饗が「摂関家」行事として確立したと述べているが、大臣大饗を行うのは摂関家に限られるものではなく、それぞれの「家」が独自の故実作法を遵守することは大饗そのものの役割からみれば副次的な要素であり、大饗の本義とは何ら関係のないことである。
- (26) 山本前掲註一四〇論文四九頁。摂政在任時に官奏候侍者の指名がないのは、春名宏昭氏が指摘した、摂政による決裁が天皇への官奏の手続きの前段階にあたる太政官の手続きで完結していることと関係するであろう（春名「草創期の内覽について」『律令國家官制の研究』吉川弘文館、一九九七年）。

- (27) 倉林正次「大臣大饗」(『饗宴の研究』儀礼編、桜楓社、一九六五年)。
- (28) 前掲註二拙稿九〇頁、前掲註一拙稿一四〇一五頁。
- (29) 春名宏昭「平安期太上天皇の公と私」(『史学雑誌』一〇〇一三、一九九一年)。
- (30) 佐藤信「摶関制成立期の王権についての覚書」(山中裕編『摶関時代と古記録』吉川弘文館、一九九一年)。
- (31) 文徳朝の朝覲行幸は『文徳天皇実録』仁寿二(八五二)年正月庚午(三日)条、仁寿三年一月庚寅(三十日)日条、齊衡元(八五四)年正月癸丑(二十八日)条。
- (32) 『日本三代実録』天安二(八五八)年八月廿九日条、貞觀七(八六五)年十一月四日条。
- (33) 『日本三代実録』貞觀八(八六六)年十一月十七日条。
- (34) 『日本三代実録』元慶元(八七七)年二月廿九日条、同閏二月十七日条。
- (35) 『日本三代実録』元慶四(八八〇)年十一月五日条、元慶八年二月四日条。
- (36) 佐藤前掲註三〇論文四四三頁。
- (37) 『日本紀略』昌泰二(八九九)年正月三日条。
- (38) 史料の校訂については、『新撰年中行事』の「昨宣旨」は「昭宣公」の誤り、続群書類從本『年中行事抄』の「昭宣公三日間」は清家文庫本により「昭宣公二・三日間」(二の脱字)とする末松前掲註一三論文八〇九頁の指摘にしたがう。
- (39) 『貞信公記抄』延喜十八(九一八)年正月五日条、同延喜二十年正月五日条。なお、「新撰年中行事」が十四日を特に問題にしているのは、御斎会内論議と同日になるためであろう。
- (40) 橋本前掲註三一論文一〇四頁。
- (41) 『九条殿記』承平六(九三六)年正月三日条、同九月廿一日条、『西宮記』卷一・臣家大饗所引『李部王記』天暦五(九五二)年正月十五日条、『北山抄』卷三・拾遺雜抄上・大饗事・天暦五年条。なお、『日本紀略』や『貞信公記抄』を典拠としない右大臣源光の開催例として延喜六(九〇六)年の事例があるが、これも尊者(おそらく左大臣藤原時平)の忌月のために樂がなかつたとする事例である。そのほか、『日本紀略』初見以前の事例として、『京都御所東山御文庫記録』甲七四・任大臣并大饗等雜々・尊者祿出所例として昌泰二(八九九)年二月十四日の藤原時平・菅原道眞の任大臣大饗、『西宮記』卷一・臣家大饗・給蘇甘栗事に延喜二年の藤原時平の正月大饗があるが、これらの記事のもとになつた記録の出所は不明である。
- (42) 神谷前掲註七論文二三七・二四一頁。
- (43) 中本和「書評 神谷正昌著『平安宮廷の儀式と天皇』(『古代文化』六八一四、二〇一七年)」一六〇頁。
- (44) 土田直鎮「類聚三代格所収官符の上卿」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出は一九六九年)二八八・一九五頁。
- (45) 『日本三代実録』貞觀十四(八七二)年正月廿日条。
- (46) 『日本三代実録』貞觀十四(八七二)年二月七日条。
- (47) 『日本三代実録』貞觀十四(八七二)年三月七日条、同四月朔条。
- (48) 『日本三代実録』貞觀十四(八七二)年八月廿五日条。
- (49) 『日本三代実録』貞觀十四(八七二)年正月三日条。
- 『九条殿記』承平六(九三六)年正月三日条。